核兵器禁止条約の見通し

2015年4月11日 2015年度日本軍縮学会研究大会 川崎哲¹

1. 背景•前史

1996 ICJ勧告的意見

核の使用・威嚇は一般的に国際法違反。自衛の極限状況では判断できない。 全面的な核軍備撤廃に向けた交渉を誠実に行い完結させる義務がある。

1997 モデル核兵器条約

核兵器の開発、実験、生産、貯蔵、移譲、使用および使用の威嚇の禁止、ならびに 全廃に関する条約 →国連総会マレーシア決議案

2007 モデル核兵器条約(改訂)

日本語訳

2008 潘基文の5項目提案

強力な検証制度に裏打ちされた核兵器条約の交渉を検討。

単一条約または複数条約の組み合わせ。

コスタリカとマレーシアの提案(モデル核兵器条約)がよい出発点。

2. 2010年からの動き

2010年NPT再検討会議最終文書

核兵器使用がもたらす壊滅的な人道上の結末に深い憂慮。

核兵器のない世界を達成し維持するための枠組みが必要。潘基文提案に留意。 赤十字

2010 ICRC声明

2011、2013 赤十字・赤新月運動の決議

2015. 2 <u>ICRCマウラー総裁の演説</u>

「各国に、法的拘束力を持つ合意の実現へ向けた交渉を行うための期限を定めた枠組みを設定することによってNPT第6条に含まれる誓約を果たし、その合意がどのようなものであるべきか検討することを各国に訴える」

非人道性共同声明

2012.5 (第1回16为国) → 2014.10 (第5回155为国)

第1回・第2回 「非合法化に向けて努力を強化」

第4回~ 「全てのアプローチを支持」

人道上の影響に関する国際会議

2013.3 第1回オスロ 128カ国

人道上の影響を検証する会議。人道救援の不可能性など

2014.2 第2回ナジャリット 146カ国

核兵器禁止条約への外交プロセスの開始を求める議長総括

2014.12 第3回ウィーン 158カ国

国際法の鳥瞰図 国際人道法、環境法、保健法

¹ かわさき・あきら。ピースボート共同代表。核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)国際運営委員。 kawasaki@peaceboat.gr.jp

3. ウィーン会議

議長総括

- ①核爆発のもたらす越境する長期的影響。人類の生存を脅かす
- ②壊滅的な結末
- ③核実験がもたらす人体および環境への影響
- ④核兵器が存在する限り、事故や誤算による発射も含め、核爆発のリスクがある
- ⑤核兵器の役割限定の必要性。唯一の保証は完全廃絶
- ⑥人道対応、救援の能力なし。予防に注力せよ
- (7)保有、移送、製造、使用を禁止する包括的な法的規範なし
- ⑧破滅的な結末は、法的議論をこえて倫理上の問題を提起

オーストリアの誓約

- ①ウィーン会議の成果をNPT再検討会議で議論
- ②核兵器の禁止と廃絶に向けた法的ギャップを埋める
- ③核兵器を忌むべきものとし禁止し廃絶するために全ステークホルダーと協力 2015年3月25日現在 61カ国 (リスト)

誓約をめぐる米国の反応

「米が同盟国に働き掛け 「核の傘」へ影響」2015.3.13共同 ノルウェーでの動き

4. 来るNPT再検討会議 - 第6条関連

非人道性共同声明

誓約グループの動き

新アジェンダ連合の提案

- ・主要委員会 I の下部機関において第6条の「効果的措置」を進めることのできる法的アプローチを探求するための特別なセッションを行う
- 「効果的措置」を全ての軍縮フォーラムと国連総会において進めることを 決定する

第6条

「各締約国は、核軍備競争の早期の停止および核軍備の縮小に関する<u>効果的な措置</u> につき、ならびに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全的な軍備 縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する」

5. どのような核兵器禁止条約か

新アジェンダ連合の作業文書(NPT/CONF.2015/PC.III/WP.18)

- ①包括的な核兵器条約 時間枠を伴う、不可逆的で検証可能な核軍備撤廃のための全般的規定
- ②核兵器禁止(先行)条約 禁止規定を確立するが、核軍備撤廃の具体的な規定は必須としない
- ③複数条約による枠組み合意
- ④混合型
- →「二つの法的アプローチ(単一条約(上記①②)か複数条約の組み合わせ (上記③) のうちの選択」

核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)の核兵器禁止(先行)条約提案

開発、製造、実験、取得、貯蔵、移送、配備、威嚇、使用ならびに援助、融資、奨励、勧誘を禁止。

完全な核軍備撤廃のための義務と枠組みを定めるが、廃絶のための具体的な 措置や時間枠は議定書や別の法的文書を通じて規定可

6. 今後のシナリオと論点

- ①会議の提案 (いつ、どの国が、どのような)
- ②国連の枠組み (ジュネーブ軍縮会議など) か、有志国プロセスか
- ③広島・長崎被爆70周年
- ※核保有国の最初からの参加を必須とするかどうか
 - 実効性?
 - コンセンサスルール=ブロック可能
 - 規範力の強化
 - 製造、貿易、金融、財政への影響
 - NPT「離脱」リスクへの予防
 - 発効しなくても実効性(CTBT)

7. 日本政府にとっての選択肢

①積極的に参加する 根本的な政策変更が必要

②議論に関わる

論点1:使用禁止、先制使用禁止、自衛権

(ICJ勧告との関係)

論点2:ブロック積み上げ方式と「枠組み合意」論の関係

(核兵器禁止条約は「最後のブロック」2011.1CD)

③何もしない

核兵器禁止条約ができることで何か不利益があるか?

④反対する

「核兵器国との溝」? ブッシュ政権時代にはCTBTで対立

参考文献

Ray Acheson, Thomas Nash and Richard Moyes, "A Treaty Banning Nuclear Weapons" Reaching Critical Will and Article 36 (2014)

川崎哲『核兵器を禁止する』岩波ブックレット(2014)

秋山信将編『NPT 核のグローバル・ガバナンス』岩波書店(2015)

黒澤満『核兵器のない世界へ 理想への現実的アプローチ』東信堂(2014)